

有間皇子自傷歌の背景

—— 斉明紀への検討を通じて ——

池原陽齊

序・問題の所在

万葉集挽歌部は有間皇子の自傷歌二首という著名な歌群をもつてその冒頭としている。以下の二首である。

有間皇子の自ら傷みて松が枝を結べる歌二首

磐代の浜松が枝を引き結び真幸くあらばまた還り見む

(二四二)

家にあれば筈に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

(二四三)

この二首については、契沖が『万葉代匠記』(初稿本)において、「歌のこころあきらかに、あはれなる御歌なり」とし、『万葉考』が「有がままによみ給へれば、今唱ふるにすら思ひはかられて哀也」としているように、「日本書紀」(以下「書紀」と略す)の斉明四年十一月条にみえる、いわゆる

有間皇子謀叛事件とかかわらせて鑑賞する詠み方が古くから採られてきたが、現代の研究においては、この二首を竊旅歌の転用とみる説や、有間皇子の実作であることを疑う説も多く提出されて、定説をみない。

しかし、たとえこの自傷歌が有間皇子の歌でないとしても、二首が挽歌部という死とかかわる部立の冒頭に置かれている以上、少なくとも『万葉集』というテキストにおいては、有間皇子の悲劇の死を意識して排列されているとみて間違いないと思われる。

このような考えは、一四三―一四六番歌までの四首において、山上憶良らの歌人たちが有間皇子を追悼していることによっても保証されるであろう。彼らの歌は、明らかに有間皇子の死を嘆くものである。

以上のような見方が認められるとすれば、自傷歌二首の背景を考察するに当たって、「書紀」の有間皇子にかかわる伝記の検討というものが必要となるだろう。

本稿では、「書紀」の表現への検討を通して、「書紀」と自傷歌群にどのような差異があるのかを確かめたい。

一・有間皇子自傷歌の立場

有間皇子は周知のとおり、斉明四年（六五八）に謀叛の罪によって捕らえられ、刑死に追い込まれた人物である。つまり、有間皇子は国家に対して謀叛を企んだ、叛逆者に他ならない。

もちろん、その死は中大兄皇子の陰謀によるものとする説が有力であろうと思われ、実際に謀叛を企んだがどうかについては疑問の余地があるが、少なくとも「書紀」が有間皇子を謀叛の首謀者として扱っていることは事実である。

ところで、自傷歌二首を載せる「万葉集」巻二については、巻一と合わせて宮廷の世界と深くかかわる巻、公的な巻であるとする説が有力である。

しかし、そのような巻の冒頭に、謀叛人である有間皇子の歌が採録されたこと、そしてそれ以上に、謀叛人に同情するがごとき内容の歌々を、官人である憶良や意吉麻呂がどうして詠むことができたのか、という問題については、従来、あまり追究されてこなかったのではないだろうか。管見の限りでは、このことを詳細に考察しているのは菅野雅雄氏だけである。

この問題について菅野氏が、

現実の問題として長忌寸意吉麻呂以下の宮廷歌人が、行幸に供奉し、或は天皇の前で謀反人を悼み悲しむ歌を作る事が許されたのだろうか。謀叛に同情し、謀反人のために涙するのは、謀叛に同調、荷担することであつたらう。

と指摘している問題は、再考の必要があるように思われる。

菅野氏はこの問題について、持統天皇の個人的な資質、つまりは祖父である蘇我倉山田石川麻呂が大化五年（六四九）に謀叛を讒訴されて一族とともに自殺し、その悲しみによって石川麻呂の娘である母の造媛までもが亡くなったことから、持統天皇が「無実の罪に対する批判と反省も人一倍強く念頭にあつた」ということにその解決を求めている。その持統天皇の思いこそが「父天智天皇を貶めることを厭わずに、有間皇子から謀反人のレッテルをはがした原動力」であり、その結果「有間皇子の罪が許されたか、あるいは無実が晴らされた」と結論されている。

しかし私には、王権の名譽にかかわる謀叛人の免罪という行為が、いかに天皇とはいえ、持統の一存で可能であつたかは疑問に思えるし、また天武・持統朝において天智天皇がそれほど貶められる対象であつたとも思われない。

例えば天武八年（六七九）のいわゆる「吉野の盟約」に川島・施基という天智天皇の二皇子が参加していること、持統朝の重臣に石上麻呂や藤原不比等といった近江朝の遺臣やその一族が名を連ねていること、さらには元明天皇以降の即位時の宣命に度々現われる「不改常典」に天智天皇の名前が仮託されていることなどから考えると、壬申の乱を挟んでもなお、天智天皇は尊重される対象であつたと思われる。

また文学的にも柿本人麻呂によって近江荒都歌が詠まれたことは、近江朝廷、ひいては天智天皇に対する鎮魂行為と考へられ、天智天皇に対する配慮が窺われるのである。

それ以上に、謀叛の罪がもしも持統天皇の時代（六八六―六九六）に許されていたのであれば、そのことが養老四年（七二〇）に撰修された『書紀』に反映されないのは不思議である。『書紀』は正史であり、国家の言い分をもっとも良く示しているものと思われる。その『書紀』に、有間皇子は後述する如く謀叛人として登場するのであるから、『謀叛人のレットル』は剥がされていたとみるべきではないと思う。『万葉集』冒頭に有間皇子の自傷歌が採録された理由については、別に考える必要があるであろう。

また、仮に『万葉集』巻二が宮庭にかかわらない巻であつたとしても、一四三以下の追悼歌四首が、恐らくは大宝元年（七〇二）の紀伊の国行幸の場で歌われたことを考慮すると、

やはりこの二首は公的な世界と切り離すことのできないものであると考えられる。

二・斉明紀三年条の検討①

ここまで自傷歌二首が『万葉集』巻二挽歌部の冒頭に採録されたという問題について検討してきたが、その結果、二首は公的な世界とかかわりながらも、『書紀』とは別の性格を持つていてということが予測された。とすれば、やはり『書紀』の有間皇子にかかわる伝記について、検討し、その差異を明確にする必要があるかと思われる。

まず、『書紀』の本文を掲げる。

九月に、有間皇子、性黠くして陽狂すと、云々。牟婁温泉に往きて、病を療むる偽して来、国の体勢を讚めて曰はく、「纔彼の地を覩るに、病自づからに蠲消りぬ」と、云々。天皇、聞しめし悦びたまひて、往しませて覲さむと思欲す。

（中略）

十一月の庚申の朔壬午に、留守官蘇我赤兄臣、有間皇子に語りて曰はく、「天皇の治らす政事、三つの失有り。大きに倉庫を起てて、民財を積み聚むること、一つ。長く渠水を穿りて、公糧を損し費すこと、二つ。舟に石を載みて、運び積みて丘にすること、三つ」といふ。有

間皇子、乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて報答へて曰はく、「吾が年始めて兵を用ゐるべき時なり」といふ。甲申に、有間皇子、赤兄が家に向き、樓に登りて謀る。夾膝自づからに断れぬ。是に、相の不祥を知りて、俱に盟ひて止む。皇子帰りて宿る。是の夜半に、赤兄、物部朴井連鮪を遣して、造宮の丁を率ゐて、有間皇子を市経の家に囲む。便ち駅使を遣して、天皇の所に奏す。戊子に、有間皇子と守君大石・坂合部連葉・塩屋連鮪魚とを捉へ、紀温泉に送りたてまつりき。舍人新田部米麻呂、従なり。是に、皇太子、親ら有間皇子に問ひて曰はく、「何の故か謀反けむとする」とのたまふ。答へて曰さく、「天と赤兄と知らむ。吾全ら解らず」とのたまふ。庚寅に、丹比小沢連國襲を遣して、有間皇子を藤白坂に絞らしむ。是の日に、塩屋連鮪魚・舍人新田部連米麻呂を藤白坂に斬る。塩屋連鮪魚、誅されむとして言はく、「願はくは、右手をして国の宝器を作らしめよ」といふ。守君大石を上毛野国に、坂合部葉を尾張国に流す。或本に云はく、有間皇子と蘇我臣赤兄・塩屋連小戈・守君大石・坂合部連葉と、短籍を取りて、謀反けむ事を卜ふ。或本に云はく、有間皇子曰はく、「先づ宮室を燔き、五百人を以て、一日兩夜、牟婁津を邀へて、疾く船師を以て淡路国を断らむ、牢圍の如くならし

めば、其の事成し易けむ」といふ。或人諫めて曰はく、「可からじ。計る所は既に然れども徳無し。方に今皇子、年始めて一九、未だ成人に及らず。成人に至りて其の徳を得べし」といふ。他日に、有間皇子、一の判事と謀反る時に、皇子の案机の脚、故无くして自づからに断れぬ。其の諫まずして、遂に誅戮されぬといふ。

以上の齊明紀三年九月条、及び四年十一月条が「書紀」における有間皇子にかかわる伝記のすべてであるわけだが、この伝の性格については、早くに田邊幸雄氏が検討を加えている。

すなわち、齊明紀三年九月条に「有間皇子、性黠くして陽狂す、云々」「纔彼の地を觀るのみに、病自づからに彌消りぬ」と云々とあるのを受けて、この傍線の二箇所「云々」に有間皇子への同情を読み取るうとする考察である。

直ちにそれ——「性黠くして陽狂す」のこと——筆者注——について「云々」と来るから、狂気をよそおつてそして何を言つたのかまるで分らない。牟婁の温泉に往き、療病を装い、帰つて来て温泉の地形を讚め、あそこの風光を見ていると、病気はひとりでに治つてしまつた、といつて、その次に「云々」とある。これも分らない。(中略) 事実をどつちにも採れるようにあいまいに

しておく。「云々」が見事にその役目を果たしているのである。「性黠」というひどい紹介の爲方、「陽狂」という奸策遂行者としての述べ方、これは天智系の資料の冒頭をなしていたものである。以下皇子を悪人にでっち上げた部分を編者がカットして「云々」としたと考えられる。

この田邊氏の考えに従うならば、『万葉集』だけではなく、『書紀』も有間皇子に対して、同情や配慮を加えているとされる。しかし、本当に田邊氏の言うように、「云々」という語は有間皇子に対する配慮の表れと考えていいのであろうか。

まずは「纔彼の地を觀るのみに、病自づからに蠲消りぬ」と云々」という個所から検討したい。ここで述べられているのは、有間皇子が斉明天皇を前にして、牟婁の地が風光明媚たる場所であること、自分の病がそれによって治まったことを述べている箇所であり、別に有間皇子のことを悪くいう件ではない。「云々」によって省略されたのは、牟婁の地を賞賛する言葉か、自身の体調についてのことであろうと思われる。その冗長な文言を省略したに過ぎないであろう。

「云々」によってセリフの一部を省略するという方法は『書紀』にはいくつかみられる。たとえば、

① 臣下、遂に用て相議りて、為に百人の度せしめて、

多くの幡蓋を造り、種種の功德をすと、云々。

(欽明紀十六年八月条)

② 蘇我馬子宿禰を以て大臣とし、物部弓削守屋連をもて大連とすること、並に故の如し。壬申に、詔して曰へらく、云々。

(用明即位前紀)

③ 奉るに赤心を以てして、中臣鎌子連、佐伯連子麻呂・葛城稚犬養連網田を中大兄皇子に挙めて曰く、云々。

(皇極紀三年正月条)

④ 天豊財重日足姬天皇、位を中大兄に伝へたまはむと思欲して、詔して曰はく、云々。

(孝徳即位前紀)

⑤ 天豊財重日足姬天皇、璽綬を授けたまひて、位を禪りたまふ。策して曰はく「咨、爾軽皇子」と云々。

(同上)

⑥ 百濟君曰さく、「後漢の明帝の永平十一年に、白雉在所に見ゆ」と云々。

(孝徳紀大化五年二月条)

などが挙げられる。

いずれも文中で述べられていることを省略したと考えられる件であるが、中でも端的な例として②と⑤が挙げられる。

②は「云々」の前に省略された詔の内容が明記されており、
⑤も本文とした日本古典文学大系本（以下、古典大系と略す）
頭注によれば、「璽綬を授けたまひて、位を禪りたまふ」と
いう先の文章の省略だろうという。

『書紀』には、この「云々」の語は有間皇子にかかわる用
例を除いて、全体三四例ほどあるが、その大半はこのような、
セリフの省略を意図したものである。古典大系では、これら
の用例を「しかしかいふ」「しかしかまうす」「しかしかのた
まふ」と訓読しており、いずれも「そのように言った」くら
いの意味であろう。

これらの用例はいずれも本文中に示された内容を省略して
いると考えられる。田邊氏が論じたように、斉明紀三年の
「云々」がひとつ用例から外れて、有間皇子を悪くいう件
——文中に明示されない件——を削除するためのものである
とは考えがたい。

もつとも、すべての「云々」の用例が「しかしかいふ」な
どと訓読できるわけではなく、直接セリフを受けることにな
い例外として、次のような用例が挙げられる。

素戔鳴命、妬みて姉の田を害る。（中略）然れども、
日神、愠めたまわずして、恆に平恕を以て相容したまふ
こと、云々。

（神代紀上・第七段）

是に、日神、先づ十握剣を噛みたまふこと、云々。

（神代紀上・第七段）

という、いずれも素戔鳴命の高天原での行状にかんする件で
ある。これらの例は古典大系では、「しかしか」と訓読され
ている。いずれも、セリフの直後にくる「云々」ではないた
めに区別されているのであるが、どちらにしてもその文章を
省略している、という事情に大差はなさそうである。

このような用例の検討からみても、「云々」によつて省略
されたのは有間皇子自身の言葉であると思われ、有間を貶め
るような内容の文がこの先に続くとは考えにくいであろう。

三・斉明紀三年条の検討②

問題はもう一例の「性黠くして陽狂すと、云々」である。
この「性黠くして陽狂す」という言葉は有間皇子に対する誹
謗と考えられ、この件を省略しているのは、有間皇子に対す
る配慮とみることも可能である。

ただ、そのことを検討するよりも先に、「性黠」「陽狂」と
いう特殊な用語について確認をしておきたい。

「性黠」という語について、『書紀』新編日本古典文学全
集では「悪賢し性格」としている。それに対して、古典大系
の頭注では、「集韻に慧也とあり、広韻には堅黒也とある。
古訓にはワルガシコイ意は見当らない」としており、「悪賢

い性格」という訳について、疑問を感じているようである。

確かに『大漢和辞典』にも、「黠」の意味として、①質が堅くて黒色のもの、②さとい、さかしい、③わるがしこし、わるがしこい者、の意味が挙がっており、必ずしも新全集の訳を絶対とすることはできないようである。

この問題を解決するに当たって、『書紀』の用例を検討してみた。

「性」という字は『書紀』の中で人、あるいは神の性質、性格を示す用字として多用されている。「質性明麗」「性残害」(神代紀上・第五段)、「性慈仁」(継体即位前紀)、「性阻」(安閑紀元年十二月条)などの如くで、『書紀』に二二例ほどある。

対して「黠」という文字は斉明紀の他にもう一例、

諸將の曰さく、「兄磯城は黠き賊なり。先づ弟磯城を遣して曉へ諭さしめ、併せて兄倉下・弟倉下を説さしめたまへ。

(神武即位前紀)

という件の例があるのみである。

ここでは、「黠」という字は、神武天皇の賊である兄磯城の性格を現すために使われており、当然、「悪賢い」の意味であると考えて良い用例だと思われる。

用例数が二例しかないため確かなことは言いにくいのである

るが、確実に意味の取れる用例が「悪賢い」の意味である以上、もう一例もそれに従って大過なさそうである。

次に「陽狂」という語であるが、『大漢和辞典』によれば、「にせきちがひ。精神の錯乱した様子をする」とあり、「陽狂」する理由にまでは言及がない。

私は、ここで問題となるのは、「陽狂」がどのような理由でなされたものか、ということではないかと思う。

この語は、『書紀』には有間皇子への一例しか使用されていないため、他の文献の用例を検討することが必要となろう。そして、この例以外に上代文献において「陽狂」の語がみえるのは、『懷風藻』の釈智感伝の一例だけである。

そこでは、

智感師は、俗姓禾田氏。(中略)六七年の中に、学業顕秀なり。同伴の僧等、頗る忌害の心有り。法師察りて、軀を全くせむ方を計り、遂に被髪陽狂し、道路に奔蕩す。

とあり、ここで釈智感が「陽狂」するのは遣唐使として同行した、他の僧侶の「忌害の心」から身を守るためである。

「陽狂」の語は悪い意味では使われていない。

また、漢籍の例においても、

昔者玉人献宝、楚王誅之。李斯竭忠、胡亥極刑。是以箕子陽狂、接輿避世。

〔文選〕獄中上書自明

通復説曰、(中略) 夫功者難成而易敗、時者難值而易失。『時乎時、不再來』願足下無疑臣之計』信猶與不忍、背漢字、又自以功多、漢不奪我齊、遂謝通。通説不聽、惶恐、乃陽狂為巫。²⁰⁾

〔漢書〕・蒯通伝

「王立為天子、日益驕溢、諫之不復聽、今哀痛未盡、日與近臣飲食作樂、(中略) 古制寬、大臣有隱退、今去不得、陽狂恐知、身死為世戮、奈何? 君、陸下故相、官極諫争」²¹⁾

〔漢書〕・循吏伝

鴻初與九江人鮑駿同事桓榮、甚相友善、及鴻亡封、與駿遇於東海、陽狂不識駿、(後略)²²⁾

〔後漢書〕丁鴻伝

などとあり、いずれの場合も、横暴な主君からの誅殺を免れるためや、謀叛を勧めたことよって身に危険が及ぶことを防ぐためなど、「陽狂」とは災いから身を守るために、やむを得ずに、狂った振る舞いをするという意味で用いられている。

このように、用例の問題からすれば有間皇子の「陽狂」した理由についても、悪く解釈する必要はない、ということになる。

この有間皇子の「陽狂」という語の用法については、中西進氏の次のような論もある。

〔陽狂〕というのは後々の奈良朝において仏門に帰

依したり、讀書三昧にふけったり、また酒を飲んで韜晦したりした人々、藤原八束や光仁天皇などを思い浮かべるとけっして性黠き偽の行為者ではない。むしろ逆に、そうせざるを得ない悲劇的な状況の中であつて、かつ優れた人々が彼らであつた。²³⁾

中西氏によれば、有間皇子も光仁天皇や藤原八束と同様に、権力者の迫害から逃れ、身をまっとうするため「陽狂」していたのであつて、決して悪人として描かれているわけではない、ということになる。

事実としては、確かに有間皇子という人は皇位継承の争いに巻き込まれて、悲劇の死を遂げた人物である可能性も高いと思われるし、少なくとも『万葉集』の表現はそれを支持するものであろう。²⁴⁾

しかし、ここで問題となるのは、『書紀』が有間皇子をどう描いているか、ということである。

『書紀』による限り、有間皇子「性黠」して「陽狂」したのである。事実がどうであつたかは別として、『書紀』は有間皇子を「性黠」い人物として扱っているのである。同じ「陽狂」の語を用いられた釈智蔵の例とも異なるものとみな

ければならない。

仮に「陽狂」という語にこだわらず、光仁天皇や藤原八束²⁵について検討したとしても、結論に大差はないと思われる。彼らが「陽狂」していたのは、称徳天皇や惠美押勝といった時の権力者の圧迫から身を守るためで、その点では有間皇子と中大兄皇子の關係に通じるものがあるが、「陽狂」によって難を逃れ、結果即位した光仁や、榮進を遂げた藤原八束と、謀叛を起こし刑死した有間皇子を同様に扱うことはできないであろうと思われる。

少なくとも、テキスト上の問題としては、有間皇子を顕彰するような意図を『書紀』から読み取るべきではない、と思われる。

以上のように、「性黠くして陽狂す」という文は、有間皇子に対する酷評とみて間違いないであろう。では、このような内容の文に続けて「云々」とし、省略をほどこしていることは、田邊氏が論じるように、「書紀」が有間皇子に対して配慮をしているためと考えるべきであろうか。

しかし、「性黠くして陽狂す」という言葉だけでも、充分に有間皇子に対する酷評と受け取れることは言うまでもなく、「云々」によって以降の部分——おそらくは有間皇子の性状について述べた件であろう——を省略したからといって、それが好意的な評価をしているといえるかどうかは疑問

である。

むしろ、「性黠くして陽狂す」、あるいは齊明紀四年十一月条にみえる「吾が年始めて兵を用ゐるべき時なり」という有間皇子が謀叛の決意を述べる文が採録されていることを考慮すると、『書紀』は決して有間皇子に対して配慮などしていないのではないか、と思われる。

『書紀』が描いている有間皇子像というものは、あくまで謀叛人であり、「奸策遂行者」であると考えられるであろう。『万葉集』と『日本書紀』における有間皇子像というものは、別箇のものと考えていいと思われる。

四・齊明紀四年条の検討

齊明紀四年条は、有間皇子の謀叛について述べた件である。この件がどの程度、事実を伝えているのか、という問題については諸論あるが、その中でも関見氏の論考が詳細であろうと思われる。

関氏によれば、この四年十一月条の文章というのは、「細部にはいろいろと手が加えられている点はあるかもしれないにしても、基本的には、事件のとき中大兄皇子の許に送られた赤兄の報告書、あるいはそれに基づいて後世に伝えられた何らかの形の伝えに拠っているとみてよい」ものであるという。

その根拠として、内容が「あまりに詳細で具体的」であり、これらのことが全くなかったのにもかかわらず、いかにもあったように書くということは「殆んどありえないこと」といつてよいのではないかと思われる」ということを挙げている。

そして、赤兄が斉明天皇の失政三カ条を挙げていることについて、それでは時の実権者である中大兄皇子を誇ることであり、創作については「殆どありえない」としている。

しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告書」と認定すべき根拠にはならないかと思われる。確かにこの有間皇子の謀叛事件というのは、他の謀叛事件、たとえば古人大兄皇子の謀叛（大化元年九月条）や、蘇我倉山田石川麻呂の事件（大化四年三月条）などと比較しても非常に詳細であるが、事細かな内容を伝えるという意味では、乙巳の変（皇極四年六月条）や、山背大兄皇子（皇極二年十一月条）の事件なども挙げられるであろう。

しかしこのうち、乙巳の変については、たとえば著名な蹴鞠の場面は『三國史記』に同様の話がみえていることから、史実というよりは説話であると考えられ、「そこから一定の史実を引き出せるような性質の史料ではない」とされているし、蘇我入鹿が殺害された場所が大極殿とされていることについても、現在の研究では皇極朝には大極殿に相当するような施設は存在しなかったとみられている。²⁹

また山背大兄皇子の事件も非常に詳細な内容を持っているが、仮託された歌謡³⁰が文中に挿入されるなど、潤色の形跡が強い。

このような例からみても、詳細であるということが、必ずしも原史料によっているという根拠になるわけではない、ということが確認できると思われる。

そして、赤兄の三失の問題については、むしろ斉明紀全体が抱える問題なのではないか、と思われる。倉塚暉子氏が指摘されたように、斉明紀という紀は全体にこの女帝に対して厳しい態度を取っており、土木工事、外交、災異記事などではつきりと誹謗されていることが確認されるのである。

たとえこの時の実権者が中大兄皇子であったとしても、あくまで天皇は斉明女帝である。であれば、蘇我赤兄によって三失を指摘されているのはあくまでも斉明天皇であるわけで、そうであれば、この件は斉明紀全体の中で考えるべきだと考えられ、蘇我赤兄の報告書、というような史料を想定すべきかどうかは疑問である。

斉明紀全体における問題、ということになれば、やはり斉明紀の編纂とかかわって有間皇子の関連記事も検討されるべきで、『書紀』の編纂が始まったとみられる天武・持統朝での有間皇子に対する態度ということが問題となるであろう。ここまで斉明紀四年条を検討してきた限りでは、有間皇子は

あくまで謀叛人として扱われており、同情の意図は見出せないと思われる。

さらに、或本のふたつ目にみえる判事という職種については、持統朝に成立した官職であることが既に指摘されており、少なくともこの或本については後世の手が加わっている可能性はかなり高い。³³ この或本も有間皇子を謀叛人として扱っている。

以上のように考えた時、『書紀』の有間皇子に対する冷ややかな態度というものは、必ずしも有間皇子を死に追いやった斉明・天智天皇の時代の史料にのみ基づくものではなく、壬申の乱をへだてた天武朝、そして持統朝にまでそのような態度は受け継がれており、天武朝以降にあっても、少なくとも史書の世界にあつては、有間皇子という人が決して同情の対象とはなつてはいなかつたといえるだろう。

もちろん、有間皇子に対する同情の念が少しもなかつた、というのではない。たとえば櫻井満氏が論じたように、

『日本書紀』には伝えないものを、万葉がその挽歌の冒頭に据えたのは、悲劇の皇子の慰霊・鎮魂の意をこめているに相違なく、ここに『万葉集』のもつ鎮魂歌集的性格を認めることができよう。(中略) 白村江で日本軍が唐・新羅連合軍に大敗を喫して、中大兄皇子の失政に対する批判が高まる。こうした時期に悲劇が語り合われた

に違いない。³⁴

というようなことは当然あつたであろう。

しかし、ここまで考察してきたように、そのような意識が公選の史書である『書紀』に反映されるということにはなかつたのである。

やはり、『書紀』に表れた有間皇子の姿というのは悲劇の人としてのものではなく、謀叛人としてのものであつたと考えられる。

結・まとめ

以上のように、『書紀』にみえる有間皇子の人物造形というものは、あくまで謀叛人としてのものと考えられる。そのような『書紀』の態度は、坂本太郎氏が述べられたように³⁵ 「叛逆者と定められた人への同情は一切示さないという、書紀の精神」から来しているのであろう。

それは、追悼歌を採録することによって、有間皇子を追慕する意思をあらわにした『万葉集』の態度とは大きく異なるものである。そこには、有間皇子に対する同情の意図が読み取れる。

つまり、『万葉集』と『書紀』とでは、有間皇子に対する態度に、大きな落差が読み取れる、ということである。そのである以上、たとえば山本健吉氏が「日本紀の記述は、その

叙事詩（自傷歌群のこと——筆者注）の影響を受けている」とし、自傷歌群を「叙事的虚構が凝って結晶させた抒情詩の精髓エキス」とされたような、「書紀」と『万葉集』を一足飛びに結びつけるような論は、成立し難い、と言わねばならないだろう。「書紀」有間伝を背景としてみるのではなく、それとは距離を置いた形で、自傷歌群を考察する必要があるのだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事である行幸に際して詠まれたことにはどのような意味があるのか、ということも検討すべき問題である。

これらの問題については後考を期したい。

〔補注〕

- (1) 『万葉集』本文については中西進氏「万葉集全訳注原文付」①（一九七八・講談社）による。
- (2) 『契沖全集』一（一九七三・岩波書店）
- (3) 『賀茂真淵全集』一（一九七七・続群書類従完成会）
- (4) たとえば、折口信夫氏「万葉集短歌論講」（折口信夫全集）第二九卷・一九五六・中央公論社
- (5) たとえば、露木悟義氏「有間皇子と磐代」（『万葉の歌人と風土』一九九一・雄山閣）
- (6) たとえば、直木孝次郎氏「日本の歴史」2（一九七三・中央公論社）
- (7) 『書紀』本文については後述する。

(8) 伊藤博氏「持統万葉から元明万葉へ」（『万葉集の構造と成立』下・一九七四・塙書房）、橋本達雄氏「万葉集の編纂と気運」（『万葉宮廷歌人の研究』一九七五・笠間書院）など。

(9) 「有間皇子の磐代歌の論」（『初期万葉の史的背景』一九九四・和泉書院）

(10) 以上の引用、すべて菅野氏掲論文。

(11) 「不改常典」については、仮託とはみない説もあるが、直木孝次郎氏「天智天皇と皇位継承法」（『古代史の人びと』一九七六・吉川弘文館）や篠川賢氏「飛鳥の朝廷と王統譜」（二〇〇一・吉川弘文館）の説に従う。また仮に仮託でなかったとしても、それは元明天皇以降の皇統に天智天皇の定めた法が尊重されたということを示すことになり、論旨に影響はないと思われる。

(12) 渡瀬昌忠氏「近江荒都歌と崇福寺」（『国文学』四月号・一九七八）

(13) 一四六番歌題詞に「大宝元年辛丑、紀伊国に幸しし時に結び松を見たる歌一首」とあり、この時の行幸に一四三・一四四番歌の作者である長意吉麻呂が参加していることが、巻九・一六七三番歌の左注によって確認されることを合わせて考えると、これらの歌が行幸に際して詠まれたことはほとんど動かないと思われる。

ただ、この追和歌の中で、一四五番歌の憶良歌については題詞に「追和」とあることから詠作時期に問題を含んでおり、ここでは考察から排除しておきたい。

- (14) 『日本書紀』本文は日本古典文学大系本による。以下も特に断らない限りこれに従う。
- (15) 「有間皇子」(初期万葉の世界 一九五七・塙書房)
- (16) 「云々」の用例数については、中村啓信氏編『日本書紀総索引』①④(一九五四～一九五八・角川書店)による。
- (17) 『万葉集』『古事記』等、『日本書紀』以外の上代文献にはこの語はみえない。
- (18) 小島憲之氏・日本古典文学大系『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』(一九六四・岩波書店)
- (19) 竹田見氏『文選』(一九九八・明治書院)
- (20) 『漢書』鼎文書局
- (21) (20) と同。
- (22) 吉川忠夫氏『後漢書』(二〇〇三・岩波書店)
- (23) 中西進氏『万葉の発想』(『万葉の発想』一九七七・桜楓社)
- (24) 森浩一氏『磐代と有間皇子』(『万葉集の考古学』一九八四・筑摩書房)のように、一四二番歌を謀叛の決意を述べた歌とみて、有間皇子は実際に謀叛を企んでいたとみる説もあるが、そうであったとしても、『万葉集』での有間に対する扱いは悲劇の人を傷むものであること自体は動かないだろう。
- (25) 「勝宝より以来、皇極式无く、人彼此を疑ひて、罪ひ廢せらるる者多し。天皇、深く横禍の時を顧みて、或は酒を縦にして迹を晦す。故を以て、害を免るることは数なり」(『新日本古典文学大系』『続日本紀』・光仁即位前紀)
- (26) 「明敏にして時聲有り。従兄仲満は心にその能を害はむとす。

- 真植これを知りて、病と称して家居し、頗る書籍を耽へり」(『新日本古典文学大系』『続日本紀』・天平神護二年三月条)
- (27) 「有間皇子事件の政治的背景」(『日本古代の政治と文化』一九九七・吉川弘文館)
- (28) 遠山美都男氏『大化改新』(一九九三・中央公論社)
- (29) 小澤毅氏『伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮』(『檀原考古学研究所論集』九・一九九二・吉川弘文館)
- (30) 土橋寛氏・小西甚一氏・日本古典文学大系『古代歌謡集』(一九五七・岩波書店)の指摘による。
- (31) 「斉明女帝論—日本書紀を通してみた虚像」(『古代の女』一九八六・平凡社)
- (32) 近年の考古学的成果によって、斉明紀に書かれた土木工事などが『書紀』の潤色ではなく、相当数事実であることが確認され、そのことも既に指摘されている(たとえば、和田萃氏『飛鳥—風土と歴史を歩く』二〇〇二・岩波書店)。しかし、そのことよって天皇への批判が描写されるという『書紀』の態度が孝徳紀、あるいは天智紀と異なる、ということを倉塚氏前掲論文は指摘しており、やはり斉明天皇に対する『書紀』の「偏向」は認められるであろう。
- (33) 福原栄太郎氏『孝徳朝の『刑部尚書』について』(『日本歴史の構造と展開』一九八三・山川出版社)、東野治之氏『大化以前の官制と律令中央官制』(『日本歴史』第三六号・一九七八・七月号)
- (34) 『万葉集の風土』(一九七七・講談社)

(35) 「万葉集と日本書紀」〔古事記と日本書紀〕一九九九・吉川
弘文館

(36) 山本健吉氏・池田弥三郎氏『万葉百歌』（一九六三・中央公
論社）。引用部分は山本氏執筆箇所。

〔付記〕

本稿は二〇〇四年度、東洋大学日本文学文化学会において
「有間皇子自傷歌の主題」と題して発表させていただいた内
容に追加・訂正をしたものです。懇切なご指導をいただいた
先生方、ご厚情賜った先輩・同輩の皆様、この場を借りて
感謝の意を表します。

（本学大学院文学研究科国文学専攻博士前期課程一年）